日本臨床検査医学会 関東・甲信越支部 規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は日本臨床検査医学会関東・甲信越支部と称する。

(目的)

第2条 本会は、一般社団法人日本臨床検査医学会の目的達成のため関東・甲信越地 区における臨床検査医学の発展と活性化を目的とする。

(事業)

- 第3条 以下の事業を行うものとする。
 - (1) 支部総会、支部例会、支部学術集会の開催
 - (2) 支部幹事会の開催
 - (3) 一般社団法人日本臨床検査医学会に対して社員(評議員)の推薦
 - (4) 一般社団法人日本臨床検査医学会に対して支部理事の推薦
 - (5) 一般社団法人日本臨床検査医学会に対して功労会員の推薦

第2章 会 員

(会員の種別)

- 第4条 本会の会員は以下の5つとする。
 - (1) 正会員 原則として関東・甲信越在住および在勤の一般社団法人日本臨床検査医 学会会員
 - (2) 支部会員 臨床検査医学、臨床検査に関心を有し、本会の目的に賛同し所定の手続 きを取った者
 - (3) 支部功労会員 本会に多大な貢献をした正会員または支部会員の中から支部幹事会で承認を得た者
 - (4) 支部名誉会員 本会に多大な貢献をした正会員の中から支部幹事会で承認を得た者
 - (5) 支部賛助会員 本会の目的に賛同し、所定の手続きを取った者、または団体

(退会)

第5条 退会しようとする会員は、支部長に退会届を提出しなければならない。 この場合、未納会費がある場合はそれを全納しなければならない。

第3章 会 費

- 第6条 正会員は無料とする。
 - 2 支部会員は年額1,000円とする。
 - 3 功労会員と名誉会員は年会費を納入することを要しない。
 - 4 支部賛助会員は1口10,000円として1口以上とする。

第4章 役 員

(役員の選任等)

- 第7条 役員は支部長1名、副支部長1名、支部幹事若干名、支部監事2名、支部顧問若干名から構成される。
 - (1) 支部長と副支部長は、正会員の中から支部幹事会において選出し、支部総会で報告する。
 - (2) 支部幹事は、正会員の中から支部幹事会において選出し支部長が委嘱する。
 - (3)支部監事は、正会員または支部会員の中から支部幹事会において選出し、 支部長が委嘱する。
 - (4) 支部顧問は、日本臨床検査医学会名誉会員、理事、監事、支部長の経験者から、支部幹事会において選出し、支部長が委嘱する。
 - (5) 支部長所属施設内に事務局を置く。

(役員の任期)

- 第8条 支部長と副支部長の任期は1期2年で2期までとするが、任期中に満65歳 に達する場合は、その年の事業年度の末日までとする。
 - 2 支部幹事の任期は1期2年で、重任は妨げないが、任期中に満65歳に達する 場合は、その年の事業年度の末日までとする。
 - 3 支部監事の任期は1期4年で、重任は妨げない。任期中に満65歳を越えても なお、任期は継続するものとする。
 - 4 支部顧問の任期は定めない。

(役員の役割)

- 第9条 支部長は本会の業務を総括し、会を代表する。
 - 2 副支部長は支部長を補佐する。
 - 3 支部幹事は会務を分担する。
 - 4 支部監事は運営および会計を監査する。
 - 5 支部顧問は運営を助言する。

第5章 支 部 幹 事 会

(構成)

第 10 条 支部幹事会は支部長、副支部長、支部幹事,支部監事、支部顧問で構成する。

(開催)

第11条 支部幹事会は必要なときに開催する。

(決議)

- 第12条 支部幹事会は次の事項について決議する。
 - (1) 支部長、副支部長、支部幹事、支部監事、支部顧問の選任
 - (2) 支部総会長、支部例会長の選任
 - (3) 計算書類の承認
 - (4) 支部規約の変更
 - (5) 一般社団法人日本臨床検査医学会へ社員(評議員)の推薦
 - (6) 一般社団法人日本臨床検査医学会へ支部理事の推薦
 - (7) 一般社団法人日本臨床検査医学会へ功労会員の推薦
 - (8) その他支部活動に必要な事項
- 第13条 支部幹事会は過半数の出席によって成立する。委任状は出席と見なす。
 - 2 支部幹事会の決議は出席者の過半数の賛成によって行い、その結果を支部総 会や支部例会において報告する。

第6章 支 部 総 会

(開催)

第14条 支部総会は年に1回、原則として9月から12月に開催する。

(構成)

第15条 支部総会は正会員をもって構成する。

(権限)

- 第16条 支部総会は次の事項について報告される。
 - (1) 支部長、副支部長、支部幹事、支部監事、支部顧問の選任
 - (2) 支部総会長、支部例会長の選任
 - (3) 計算書類の承認
 - (4) 支部規約の変更
 - (5) 一般社団法人日本臨床検査医学会へ社員(評議員)の推薦
 - (6) 一般社団法人日本臨床検査医学会へ支部理事の推薦
 - (7) 一般社団法人日本臨床検査医学会へ功労会員の推薦
 - (8) その他支部活動に必要な事項

第7章 支 部 例 会

(開催)

第17条 支部例会は年に1回、原則として3月から6月に開催する。支部例会においても第15条、第16条の規定が適用される。

第8章 支部学術集会

(開催)

第18条 支部学術集会は年に1回以上開催し、支部総会、支部例会と合わせて行う。

第9章 支 部 会 計

第19条 本支部の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

- 第10章 一般社団法人日本臨床検査医学会へ社員(評議員)の推薦 第20条 一般社団法人日本臨床検査医学会の細則の選出基準に基づき、正会員の中 から支部幹事会で一般社団法人日本臨床検査医学会の社員(評議員)候補を 選出し、支部総会もしくは支部例会で報告した者を日本臨床検査医学 会に推薦する。
- 第11章 一般社団法人日本臨床検査医学会へ支部理事の推薦 第21条 一般社団法人日本臨床検査医学会の支部理事は、正会員の中から支部幹事 会で選出し、支部総会もしくは支部例会で報告した者を日本臨床検査医 学会に推薦する。

第12章 一般社団法人日本臨床検査医学会へ功労会員の推薦

第22条 一般社団法人日本臨床検査医学会への功労会員の推薦は、正会員で一般社 団法人日本臨床検査医学会の社員(評議員)を65歳で定年退任した者の中 から支部幹事会で選出し、支部総会もしくは支部例会で報告した者を日本臨 床検査医学会に推薦する。

本会則は令和5(2023)年11月3日から施行する。